

請 願 第 1 号

物価の高騰に見合った年金額の引き上げを求める意見書提出に関する請願書

紹介議員 小野寺 俊朗

1 請 願 の 趣 旨

下記に示しました内容をご理解いただき、国に対して意見書を提出して頂きますよう請願いたします。

現行の年金支給ルールを改定し、国民年金法と厚生年金法が定める年金支給額の引き上げができるよう、見直しをもとめます。

2 請 願 の 理 由

最近の円安やウクライナ情勢による燃料の高騰、それに伴う食品、日用品の高騰、さらには公共料金、特に電気料金の値上げなどと大幅な値上げが続いております。これらの物価高騰は、ぎりぎりの生活水準で示された年金額では到底生活出来ないところまで達しており、高齢者の暮らしはかつてない程の苦しみに遭遇しております。

総務省が発表した2023年7月の消費者物価指数は、生鮮食料品とエネルギーを除く指数は「前年同月比で3.1%上昇と23カ月連続となり引き続き高い水準」と発表しました。しかも高齢者の生活必需品である生鮮食品を除いた食料品は9.2%上昇にみられるように実質は10%を越す物価高にあります。

厚労省は今年度の年金改定の指標となる物価変動率は2.5%と実態からかけ離れた指数を採用しているだけでなく、物価変動率からマクロ経済スライドによる調整率0.6%を引いた改定を行い、実質的な年金引き下げ改定を行いました。

国民年金法第4条は「年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため速やかに改定の措置が講ぜられなければならない」としています。

政府には、高齢者の暮らしを鑑みて、この法に従いマクロ経済スライドの執行を停止して物価の異常な高騰に見合った年金額の引き上げの措置を講じて年金受給者の暮らしを維持すべき施策を講じて頂くよう、意見書の提出を求めるものです。

令和5年9月6日

宮城県気仙沼市赤岩小田 15-54
全日本年金者組合気仙沼支部
支部長 西 城 清

気仙沼市議会議長 鈴木 高 登 様

物価の高騰に見合った年金額の引き上げを求める意見書（案）

令和5年度の公的年金額の改定は、68歳以上で1.9%の増、67歳以下は2.2%の増と3年ぶりの増額改定をおこないました。

しかしながら、物価変動率2.5%から「マクロ経済スライド」の調整率0.6%を差し引いたことにより、68歳以上は0.6%、67歳以下は0.3%の実質的な目減りが生じている。

最近の円安やウクライナ情勢により、燃料や電気料金等公共料金の高騰、しかも高齢者の生活必需品である食料品は9.2%の上昇となっており生活が一層厳しさを増しています。

よって、国におかれましては、下記事項の施策を実施されるよう要望いたします。

記

- 1 マクロ経済スライドの執行を停止して物価の異常な高騰に見合った年金額の引き上げの措置を講じて頂きたい。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年9月 日

気仙沼市議会議長 鈴木 高 登

衆議院議長
参議院議長 宛
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣